

本教委第400号
令和2年8月3日

各小中学校長 殿

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

緊急事態宣言に伴う夏休み期間中の対応について

県内における新型コロナウイルス感染拡大により、7月31日に県知事より緊急事態宣言が発出されました。本町においても感染者が複数発生しており、予断を許さない状況です。

つきましては、下記の通り夏休み期間中の対応についてご確認の上、ご対応をお願い致します。

記

1. 幼児児童生徒について

- (1) 緊急事態宣言下（8月1日～8月15日）においては、日直等の児童生徒の活動は行わず、原則として、自宅待機とすること。
- (2) 児童のスポーツ活動及び生徒の部活動は、停止とすること。
- (3) 幼稚園は、預かり保育を実施するが、家庭保育を奨励する。

2. 教職員の勤務について

- (1) 保護者や地域からの問い合わせが増えることから、危機管理体制に万全を期すこと。
- (2) マスクや消毒等の感染予防対策を万全にし、職員室等において三密にならないように努めること。
- (3) 学校運営に支障のない範囲で、積極的に自宅研修等のテレワークを奨励するなど感染防止に努めること。サービス上の取扱いについては、本教委第92号（4月16日発出）の文書の通りとする。
- (4) 県主催等の研修会については、主催者の指示に従い対応すること。
- (5) 感染拡大の状況をふまえ、2学期の始業式や登校については協議の上、改めて通知する。

3. 町内社会教育施設について

- (1) 緊急事態宣言下においては、原則として、町内の社会教育施設は閉鎖し、各学校の体育館や運動場等の使用も停止する。
- (2) 放課後児童クラブから学校施設の借用の要望がある場合、運動場のみ使用を許可する。